

苦情等事案(第86回からの継続)の検討結果について

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
苦情	1	千葉	<p>高年齢者雇用開発特別奨励金の受給を見込んで千葉公共職業安定所の紹介で69歳の求職者を採用し、採用後に奨励金の受給申請を行ったところ、千葉労働局から当該採用者は、採用日において他の事業所と週20時間以上の雇用関係があったため支給対象とならないと言われた。</p> <p>公共職業安定所は、求職者を紹介する際、他の事業所との雇用関係等奨励金の不支給理由に該当するものがないか事業主に知らせてほしい。</p>	<p>前回(第87回)の推進会議の審議結果を受けて、当局が千葉労働局に対し、具体的な改善案について意見聴取したところ、同労働局では、求職申込書に他の事業所との雇用関係を確認できるような様式の変更等を検討したいとのことであった。</p> <p>しかしながら、千葉労働局では、上記検討案においても奨励金の支給対象となるかどうかの判断は、いずれにしても求職者の自己申告によらざるを得ず、必ずしも十分な解決策とまではいえないとしているため、制度そのものの見直しを含め他にふさわしい改善策があるか否かについて千葉労働局においてさらに検討する必要があるとの意見が出されたことから、改めて同労働局に対し改善策を検討するよう要請することとされた。</p>